

## 他団体における議員の政治倫理に係る審査結果

自治体名	報告時期	審査請求の内容	審査の結果	措置の検討結果
1 湖南市	R4.4	市議が、公職選挙法で政治家による選挙区内での寄付行為を禁じているにもかかわらず、 <u>市議会議員選挙前に有権者にブドウを配っていた。新聞に掲載されたことについて、市民への説明責任を果たすため。</u>	条例に規定する「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為を厳に慎み、 <u>その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと</u> 」に違反する行為があったと判断。	※公選法違反の疑いで書類送検
2 守山市	R3.12	議員2名は緊急事態宣言期間中に知人らと <u>ゴルフをプレーし、知人がコロナ感染者であったため、両議員とも濃厚接触者となり、PCR検査では陰性だったものの、14日間の自宅待機となり本会議を欠席した。</u> A議員は当時副議長の要職にあった中で、本会議欠席という事態を招くことを行った。 また、B議員は、 <u>まん延防止等重点措置期間中に飲食店で会食していること</u> を、知事への手紙に投書され、会食およびゴルフの件により2度にわたり <u>新聞に掲載された。</u>	条例に掲げる「議員は、 <u>議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと</u> 」に違反する行為であったと認定。	既に役職辞任されているので、それ以上の措置は必要ないとの結論
3 守山市	R4.6	議員は、 <u>市職員の親に対して、周りに第三者が存在する中で、根拠や証拠がないにもかかわらず、いかにも縁故採用されたように発言した。</u> このことは、発言を受けた職員の親はもちろん、職員 <u>の尊厳を大きく傷つけるものとなった。</u>	条例に掲げる「議員は、 <u>議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと</u> 」に違反する行為であったと認定。	議長文書戒告が相当と判断し、議員においては、 <u>本会議において誠意を持って陳謝することを望む</u>
4 高島市	R3.1	<u>緊急事態宣言下において、2名の議員が飲食を伴う会食を行っていた。</u> (政治倫理審査会において本人の答弁で新たな事実が判明したため、請求事案に補充しての審査が必要となった。)	条例の「市民の代表者として、 <u>その品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと</u> 」と定めた規定に反する行為と認定。	1名は、 <u>本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止(3年)</u> もう1名は、 <u>本会議における陳謝の勧告および議会内の役職就任の停止(1年)</u>

自治体名	報告時期	審査請求の内容	審査の結果	措置の検討結果
5 広島県	R3. 8	13名の議員が参議院議員選挙における公職選挙法違反の罪に問われている被告から、 <u>現金を受け取ったとして検察の起訴状に記載されていると報じられた。</u>	被審査議員が現金を受領した行為は、「 <u>公正を疑われるような金品の授受を行わないこと</u> 」と規定する条例の行為規範に違反する。	(被審査議員の公職選挙法違反の有無とそれに伴う議員の進退については、司法の判断により自ずと結論が出る。) 13名全員に対し、 <u>文書警告により厳重注意</u> を行うことが適当
6 神奈川県 三浦市	R4. 6	常任委員会での陳情審査の際における言動。(陳情者として出席していた調査請求者に対し、恐怖心を与え、 <u>陳情を抑制するような威圧的な発言を行った</u> )  Tシャツおよびポロシャツの受注。(受注について、 <u>発注者側と当該議員との間に何らかのつながりがあるという疑惑を市民から持たれた</u> )	条例の「 <u>市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと</u> 」への違反行為があったと認めることを決定。	問責決議を行うことについて議長に勧告することを決定
7 山形県 鶴岡市	R4. 4	会派の政務活動費のうち、公務により支給される費用弁償との重複や手引きに沿わない報告など	条例の「 <u>議会および議員の名誉を損なうおそれのある一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと</u> 」に違反する行為が存する。	各委員の意見の隔たりが大きいことから、「 <u>議員の辞職勧告</u> 」と「 <u>議長による注意</u> 」を併記
8 広島県 呉市	R4. 2	議員が、旅客機に搭乗した際、乗務員の職務を妨害し、 <u>航空法に基づく安全阻害行為等があったとして命令を受け、降機させられたことにより、離陸が1時間以上遅延することとなり、乗客および航空会社等に多大な迷惑をかけることになった。</u>	条例の「 <u>市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。</u> 」に違反する行為があったことを認める。	議会として <u>議員辞職勧告決議</u> を提案することが相当
9 神奈川県 横須賀市	R3. 9	議員が、癒着・忖度があるかのように装い、調査請求者および無関係の政治家を誹謗中傷する目的で <u>ビラを作成し、市内に配付、自身のウェブサイトに掲載した。また、調査請求のあった日現在、本県ウェブサイトにおいて本件ビラの画像が閲覧可能な状態で誹謗中傷が継続している。</u>	条例の「 <u>議員は、文書、インターネット等を用いる方法その他の方法により、他者の名誉または社会的信用を害する可能性の高い誹謗中傷に当たる行為をしてはならない。</u> 」に違反する行為は存在すると認定。	誹謗中傷行為について、 <u>調査請求者に対し書面で謝罪</u> を行うこと  本件ウェブサイトへの記事掲載と同等に <u>不特定多数の者が知りうる方法により謝罪文を一定期間掲載</u> すること

自治体名	報告時期	審査請求の内容	審査の結果	措置の検討結果
10 三重県 いなべ市	R3. 4	①長期休業期間中放課後児童クラブ設立における <u>市議会議員の介入</u> があった。 ②議員のSNSでの投稿が読み手および受け手への配慮が欠けた内容であった。 ③対象議員が代表を務める児童クラブ設立準備委員会が行ったアンケートによって、関係者および保護者等に混乱を招いた。	①：規程「市が行う許可、認可または請負その他の契約に <u>関与しないこと</u> 」に抵触すると判断する。 ①②③：規程の「市民の代表者としての <u>品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと</u> 」に抵触すると判断する。 ③規程の「常に <u>市民全体の利益の実現を目指して行動すること</u> 」に抵触すると判断する。	(議長の措置内容) 市民全体の代表者として、議員の職責と倫理的責任を深く自覚されるとともに、 <u>市議会政治倫理規程の趣旨を尊重し、厳格に順守されるよう強く警告する。</u>
11 静岡県 御殿場市	R3. 1	年始回りをを行い、選挙区内の有権者に対し、お年賀とし菓子折りやカレンダー等を配布したことによる疑義	条例の「市民の代表者として、また、公職にある者として、その <u>品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。</u> 」の基準に違反していると判断する。	<u>陳謝文の提出および議場での朗読</u> が相当であるとする。
12 福島県 白河市	R2. 2	歌謡発表会（歌謡教室チャリティー交流発表会）で <u>ご祝儀を渡す行為が公職選挙法に抵触する。</u>	条例の「市民全体の代表者として、 <u>名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと</u> 」および「 <u>飲食物の提供等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと</u> 」に該当する行為があったと判断。	<u>公開の議場において謝罪し、議会における役職を辞すべきとの勧告とする。</u>
13 埼玉県 坂戸市	R1. 1	該当議員の一般質問において、市内の小中学校を訪問（※）し、調査を行ったことに対する疑義 ※教育委員会事務局への <u>事前調整なしに学校を訪問、給食調理室への入室、管理者不在での学校訪問</u>	条例の「市民全体の代表者であることを自覚し、その <u>品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。</u> 」の規定に違反していると判断する。	<u>議員辞職勧告相当であると判断する。</u>
14 秋田県 横手市	H31. 2	定例会一般質問において、市に対して行う契約等に関し、 <u>市民の疑惑を招く発言をしたこと。</u>	条例の「市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、 <u>議会および議員の品位および名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。</u> 」等に抵触する内容であると認定する。	<u>議長等の役職辞任勧告が相当であると判断する。</u>